

水道事業の基盤強化に向けた取組

(広域連携等の取組を中心に)



Kanagawa Prefectural Government

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室
神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

I はじめに

II 水道事業の基盤強化に向けた取組

- 1 5事業者の「水道システムの再構築」
- 2 水道メーターの共同購入
- 3 システム共同化
- 4 衛星画像を活用した漏水調査
- 5 官民連携
- 6 経理事務担当者会議
- 7 国への要望活動
- 8 その他

III 今後の会議予定

I はじめに

基本方針とは…

- 水道法第5条の2第1項に基づき水道の基盤の強化するための基本的な方針であり、今後の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの(令和元年9月30日厚生労働大臣告示)

基本方針に示された基盤強化の3本柱

1 適切な資産管理(アセットマネジメント)

- 収支の見通しを作成・公表し、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。

2 広域連携の推進

- 人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を超えた広域的な水道事業間の連携を推進する。

3 官民連携の推進

- 民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

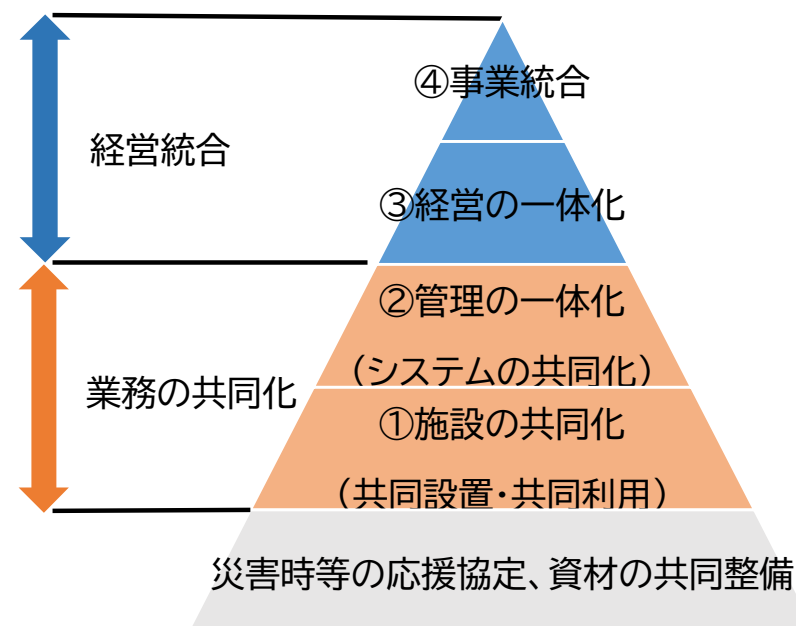
■ 目的と背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。
- そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プランを策定した。（プランの内容は、R6.3に改定した「神奈川県水道ビジョン」に反映）

【検討県域】



【広域化の主な類型】



■ 今後の広域化の推進方針

【持続可能な神奈川の水道】

- 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

Ⅱ 水道事業の基盤強化に向けた取組

(広域連携等の取組を中心に)

(1) 再構築の概要

- 水道事業者である神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）は、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、自然災害や水質事故への対応、脱炭素化などの水道事業共通の課題解決に向けて、将来を見据えた「水道システムの再構築」のため、以下の3つの取組を進めていくこととし、「効率化」、「強靱化」、「脱炭素化」を目指した水道施設の更なる機能強化を図り、給水の安定性の確保と持続可能な事業運営に努めていく。

表：5事業者の「水道システム再構築」の目標（令和5年1月 時点）

取組（方向性）	目 標	効 果
水道施設の再構築	● 11浄水場を8浄水場に再編内、企業団の3浄水場を増強 ● 8浄水場体制時に必要な送水管路等の整備	● 更新費用の削減 ● 維持管理費の削減 ● バックアップ機能の向上
上流取水の優先的利用	● 上流（沼本）の未利用水利権の活用 ● 下流（寒川）の水利権を上流（沼本・社家）で活用	● CO2排出量の削減 ● 停電による断水リスクの低減 ● 水質事故リスクの低減
取水・浄水の一体的運用	● 取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みの構築 ※）水利権・浄水場は各事業者が保有	● 迅速・柔軟な取水地選択や水量調節による大規模工事・事故・渇水への対応力の向上 ● 浄水場の災害・事故時などにおいても、弾力的な水運用を実現

（5事業者の「施設整備計画」より引用）

(2) 「水道システムの再構築の推進に関する覚書」を締結

- 5事業者は、「水道システム再構築」を着実に推し進めるため、「施設整備計画の策定」や「関係者との合意形成」などについて、5事業者間の覚書を令和6年5月27日付けで締結した。

(3) 「5事業者の『施設整備計画』」の策定

- 5事業者は、3つの「取組の方向性」のうち、主に「水道施設の再構築」を実施していくために、施設整備の内容と施設整備費用について5事業者間でとりまとめ、覚書と同日付けで施設整備計画を策定した。
- なお、この取組は長期にわたることから、今後行っていく関係者との調整・協議結果、社会情勢の変化や水需要の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(4) 河川調査の実施

- 5事業者は、令和9年度からの事業着手に向けて関係河川使用者との合意形成を図るため、「上流取水の優先的利用」による段階的な取水地点の変更に伴い、将来想定される相模川の流況変化と魚類への影響を把握するとともに対策案の検討を目的に、令和6年度から令和7年度の2か年で河川調査を実施する。

(5) 河川調査に係る有識者会議の設置

- 5事業者は、河川調査にあたり、学識経験を有する者の意見を聴取するため、次の事項を所掌とする「5事業者の『水道システム再構築』実現に向けた河川影響等に関する有識者会議」を令和7年1月20日に設置した。
 - ・ 5事業者が実施する河川調査の方法及び結果の妥当性に関すること
 - ・ 河川調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性等に関すること

(6) 河川協議に係る国等との調整

- 県（政策局）は、5事業者が取り組む「水道システム再構築」の課題解決を図るため、国や県の関係部局が連絡・調整を行うことを目的とした「相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会」を令和7年3月27日に設置した。

(1) これまでの検討経過

年 月	内 容
令和6年1月	➤ 他県の事例を紹介 ● 仕様を合わせなくても、共同発注することでスケールメリットが働き、費用削減効果があった。
令和6年8月 (県央部・県西部)	➤ 見積額を提示（圏域単位等） ● 購入数が多くなれば単価は安くなる。 ● 仕様の統一や納品場所の統一等を行うことで、さらに単価は下がる。 ● 一方で、見積額は、水道事業者の実績額より高かった。 ➤ 水道事業者の購入時期を共有 ● 各水道事業者で入札時期・契約時期が異なる状況
令和6年9月 (県央部・県西部)	➤ 水道事業者にアンケートを実施 ● 共同購入について「判断できる状況にない」という回答が最多 ● 具体的な事業者と共同購入した場合の見積が必要という意見
令和7年9月 (検討希望者対象)	➤ 見積額を提示（共同購入の意向や地理等を考慮してグルーピング） ● 詳細な条件で見積をとったが、前回(R6.8)見積と同様の傾向だった。
令和7年10月 (検討希望者対象)	➤ 水道事業者にアンケートを実施（実施意向を確認）

(2) 今後の取組

- 契約時期の調整など連携にかかる調整の手間がある一方で、期待ほどの費用削減効果はなかったため、直近での共同購入は見送るが、今後も可能性は検討していく。

(1) これまでの検討経過

年 月	内 容
令和5年7月 (県央部・県西部)	➤ 「水道情報活用システム」に関する研修会 講師：厚生労働省、水道情報活用システム標準仕様研究会、(株)JECC ※「水道情報活用システム」とは、水道事業者が保有するデータに関するルールを定めたもの。 データの規格等が標準化されることで、バンダーロックイン解消によるコスト削減、 広域連携の推進が期待されている。
令和6年1月	➤ 滋賀県内の事例を紹介（水道情報活用システムを活用した企業会計システムの段階的共同化） 講師：滋賀県大津市企業局経営戦略室
令和6年8月 (県央部・県西部等)	➤ システム更新時期等を情報共有
令和6年9月 (県央部・県西部等)	➤ 水道事業者にアンケートを実施 (共同化の検討対象としては、「財務会計システム」という回答が最多)
令和7年8月 (県央部・県西部等)	➤ 静岡県内の事例を紹介（公営企業会計システムの共同利用） 講師：静岡県くらし・環境部環境局水資源課
令和7年8月 (県央部・県西部等)	➤ 水道事業者にアンケートを実施 (共同発注について、費用対効果があれば検討したいという意見が多かった。)

(2) 今後の取組等

- 実施意向のある事業者で、共同発注の実現に向けて、検討を進めていく。

(1) これまでの検討経過

年 月	内 容
令和6年1月	➤ 県内事例（小田原市）を紹介
令和6年8月 (県央部・県西部)	➤ 見積額を提示 (協調発注することで、単独発注より金額が安くなる。)
令和6年9月 (県央部・県西部)	➤ 水道事業者アンケートを実施 ・協調発注により金額を抑えられるならば、前向きに検討をしたい。 ・新技術導入の費用負担が大きい。 ・現時点では、衛星画像による漏水発見の精度を注視したい。
令和7年9月 (希望者対象)	➤ 見積額を提示 ➤ 国庫補助制度を説明
令和7年9月 (希望者対象)	➤ 水道事業者アンケートを実施（実施意向を確認）

(2) 今後の取組等

- 実施意向のある水道事業者で、令和8年度の協調発注の実現に向けて調整を実施する。

(1) これまでの検討経過

年 月	内 容
令和6年8月 (県央部・県西部)	➤ 人員体制の状況、官民連携等の取組を情報共有 ◆ ほぼすべての事業者が、人員不足（特に技術者）と回答 ◆ 官民連携は、水道事業等の運営に必要な人材の確保、技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ。
令和6年8月 (県央部・県西部)	➤ 官民連携で関心のある取組について、アンケートを実施したところ、下記の回答が多かった。 ◆ 第三者委託 ◆ DB (Design Build) ※設計と施工を一括発注する方式 ◆ 発注者支援業務委託
令和7年8月 (県央部・県西部)	➤ 県営水道が実施している「管路更新の効率化に向けた取組」を紹介 ◆ 「概算数量設計」及び「DB」を説明

(2) 官民連携を推進する上での留意点

- 「官民連携」には、様々な手法があり、メリット・デメリットを、よく検討する必要がある。
- 人員不足は「民」も同様であるため、発注者側である「官」は、「民」が入って行きやすい工夫も重要になる。
(工夫例：広域連携や他分野との連携により「事業スケール」を確保 等)

(3) 今後の取組等

- 引き続き、県内や他県の事例等の勉強会等を実施する。

(1) 開催経緯等

- 公営企業の経理事務は、複式簿記など一般会計とは異なる会計の専門知識が必要とされているが、小規模な水道事業者では公営企業会計の経験者が少なく、十分な知識の醸成、引継ぎがなされにくい環境にある。
- そこで、事務処理等の意見交換などを通じて、組織を越えた顔の見える関係をつくり、相談し合える体制を構築するため、近隣市町の経理職員が集う会議を開催した。
(第1回 R6.9) (第2回 R7.9)

(2) アンケート結果（第2回）

会議の感想	回答数	割合
①満足	8	40%
②やや満足	9	45%
③普通	2	10%
④やや不満	1	5%
⑤不満	0	0%

【意見内容】

- 他市町の事情を聞くことができ、非常に有意義であった。
- 様々な事例共有や担当者の方の生の声が聞ける貴重な場だと認識しているため、引き続き担当者会議の継続をお願いしたいと思っている。
- (会議で国庫補助金の説明を行ったことに対して、)
国庫補助事業の概要を知ることができ、勉強になった。

(3) 今後の取組等

- 次年度以降も継続して会議を開催していく。

■ 令和8年度 国の施策・制度・予算に関する提案

県の施策の推進にあたり、全国的な制度の改正など国に働きかけを行う必要がある事項について、翌年度の国の施策・制度・予算への反映を目指す国への提案活動を実施した。

重点的提案(令和7年6月)

- 各水道事業者が、将来にわたって安全で良質な水を安定的・効率的に継続して供給できるよう、水道広域化推進プランに基づいて給水区域を超えた連携に取り組むなど、広域化を推進するための仕組みを整えること。
- 地域の実情に応じた広域化が実現できるよう、防災・安全交付金(うち水道事業に関するもの)については、現在交付対象外である事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化といった「業務の共同化」も同様に交付対象とするなど、財政支援制度の創設・拡充を図ること。

個別的提案(令和7年7月)

- 重要なライフラインである水道施設の耐震化を早急に進めるため、緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者が防災・安全交付金(うち水道事業に関するもの)を利用しやすいよう、資本単価等の採択要件の緩和や補助率の引き上げをするとともに、確実な財源措置を講じること。

■ 第88回 九都県市首脳会議(令和7年10月)

令和7年10月31日に開催された同会議で、下記内容を国へ要望することについて、神奈川県として提案し、合意を得た。

水道施設の老朽化対策及び耐震化の支援の拡充について

1. 水道事業者が計画的に老朽化対策及び耐震化を進められるよう、防災・安全交付金等の国庫補助について、年度当初から十分な予算額を確保すること。
2. 防災・安全交付金等の国庫補助について、水道施設・管路に係る老朽化対策及び耐震化事業の補助率を引き上げること。加えて、資本単価要件をはじめとする採択基準を緩和すること。
3. 水道事業に携わる技術職員の人材育成・確保を支援するほか、施設の維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進など水道インフラのメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

■ 「水安全計画」策定に係る研修

- 国から策定を推奨されている「水安全計画」について、未策定事業者を主な対象として、計画策定のための研修を開催(R5)

■ 浄水技術継承支援システム(A-Batons+)

- 浄水技術などに関するオンライン研修システムのアカウントを県でまとめて取得し、各水道事業者(県認可)の職員が利用できるよう、アカウントとパスワードを提供

■ 多様な手法による水供給の調査・検討

- 過疎地域を想定し、複数の給水方法※を比較検討し、水源種別・戸数・期間・場所(距離)の適用条件ごとに、それぞれ最適となる給水手法を整理し、優位性を評価した。(R5)

※ 「水道管による送水」、「井戸新設」、「小型浄水装置」、「運搬送水」等の比較検証

■ 神奈川県企業庁実務研究発表会

- 企業庁職員による調査・研究等の成果の発表会について、中小規模水道事業者も聴講できるよう県(政策局)が周知(R7.1)

■ 神奈川県内広域水道企業団研究発表会

- 企業団職員を対象とした研修について、他水道事業者も聴講できるよう県(政策局)が仲介(R7.2)

■ 耐震管(GX管)の布設工事現場見学会

- 小田原市に協力いただき、耐震管(GX管)布設工事の現場見学会を実施(R7.9)
(2水道事業者が参加)



※見学会は、水道事業者から要望を受けて県が仲介したところ、小田原市を含め9水道事業者から協力できる旨の回答をいただきました。